

第5回伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 会議概要（無記名版）

日 時：平成28年9月26日（月） 14時00分～16時00分

場 所：伊予市教育委員会 1階 会議室

出席者：検討委員会委員12名、事務局6名、委託業者2名

1. 開会

- ・ 開会のあいさつ（事務局）
- ・ 委員長あいさつ（委員長）

2. 議題

（1）文化ホール・地域交流部会の報告

- ・ 文化ホール・地域交流部会の報告をお願いしたい。（委員長）
 - ・ 工期延長の説明があった。その他決定事項については、文化祭の中でプレ事業を含めて宣伝をしていこうということ、そして基本的には現在実施している事業を継続しながら、新しく施設のPRやプレ事業として位置づけ、開館までつないでいこうということである。それぞれの記念事業については冠名を、「いよし新図書館・文化ホール・交流施設（仮）開設プレ事業」としていただいて、チラシや看板を作る場合は印刷に入れていただくと考えている。当委員会に聞いて、了解が得られればこれで行いたいと考えている。いわゆる旧伊予市地区の取り組みだけではなく、双海・中山の芸能大会や文化祭等の取り組みにも入れていただく。パフォーマンス・ステージについては委員2からお願いしたい。（委員1）
 - ・ ちょうど文化祭という機会があったので、その日の土曜日に五色のステージで集まるコーラス三つのグループ、そして鍵盤ハーモニカグループの四つの音楽のグループで宣伝ができないかということ考えた。また、部会で出ていたミカンまるのテーマという曲を聞きあって、作詞をされた方にも了解をいただき、少しだけ歌詞を変える部分を入れた。鍵盤ハーモニカのグループが伴奏して、各コーラスグループから二人ずつ出て、またミカンまるにも登場してもらい、初めての宣伝として、ワクワクしたことを何か体験したいねという思いを、皆さんにお知らせする。以上です。（委員2）
- 補足を失礼します。委員2からご説明いただいたのが、伊豫國パフォーマンス・ステージにおける周知活動である。今後小さな変更はありえるが、大筋このような内容になる。周知活動の中で簡単なチラシを配れたら良いということで、資料に添付している。こちらは簡単なもので具体的な内容を書いていないが、こういった施設ができるというチラシを配れたらいいと考えている。さらにアートフェスティバルを文化祭と同時に10月29日から31日の正午まで実施するが、一昨年行った模型等の展示を再度実施する。レイアウトについては資料記載のとおり、真ん中に模型を置き、周りのパネルにCGのイメージなどを貼っていく。またワークショップや分科会に向けたイベント案を箇条書きにして、参加者・来場者にシールを貼ってもらう、意見箱も置くなどの施策も実施したい。既にたくさん意見が出ているた

め、まだ意見を集めるのかという声もあるが、まだこの施設を初めて知った方も多いため、まずは参加した気分になっていただくということを一番大事にしたい。具体的にどのようなことをしたいかということや来場者の方にもう一度考えていただくのが、この展示の趣旨になると考えている。そして委員1から出ていた冠について、「いよし新図書館文化ホール交流施設開館プレ事業」ということで、部会ではご意見をいただいた。具体的に文化協会の後援・使用申請書の写しを資料添付している。このように各団体から、文化協会に対して申請を出していただき、文化事業にこういう冠を取り入れていただく案が出ている。この資料にあるピティナについては、チラシにその冠を載せたいとご意見いただいた。本日議論いただいて承認されれば、ぜひ冠を付けていただきたいたいとこちらから連絡を取ることにしたい。よろしくをお願いします。(事務局)

- 一点追加したい、開館が31年8月オープンということで、8カ月ほど遅れることになる。一方でご存じのとおり、1年前から受け付けが始まるということになると、平成30年7月にはホールの受け付けを行わなければならない。愛称募集についても、少しずつすすんでおり、29年の4月以降に愛称募集、キャラバン隊などの活動、PR活動と合わせて、29年度中には開館記念事業についての具体的な事項を詰めなければいけない。すなわちほとんどの事項を来年度やらないといけない状況であるため、実行委員会を結成し、全体の専門的なアドバイザーにプロデュース部分も含めて指導していただきながら進めるべきである。開館自体そのものがどういったかたちで進むのか、市の考え方もある、どれぐらいの期間でどういう事業を入れていくのか、どこがやるのか、そういうことの骨格を決めて、スタートしていかねばいけないのではないかと。29年度の開館記念事業の実行委員会を立ち上げていくことが必要ではないかということについても、協議されている。これは検討委員会で協議していただきたい。29年度事業では、プレ事業として開館記念式典につながるような事業をやったらどうかと考えている。規模や場所などはまた別にして、あまり伊予市で行っていない、例えば演芸関係・落語・ダンス・パフォーマンス・アート系、それからバンドなどの音楽祭など。これは高校生や若い人たちの協力を得ることができるのではないかと。また子どもミュージカルやワークショップを実施できるようにというアイデアは出ている。いずれにしても、プレ事業を予行演習として、開館記念事業としていかにつなげていくかが大切になる。報告は以上です。(委員1)
- 議事録にあるメモの真ん中、プレ事業についてという項目があるところの星印で、冠名を「いよし新図書館・文化ホール・交流施設(仮)開館プレ事業」をする。これは申請があれば、ということではいいか。(委員長)
- 相違ない。(委員1)
- では申請があれば付けていただくということを本委員会で了解いただきたい。当面この名前で行い、新しくホールの愛称や正式名称が決まれば改めて検討する。「いよし」は、ひらがな表記でいいか。(委員長)
- 部会の中で、漢字よりわかりやすいとご意見があった。(事務局)

- もし各委員から異議がなければ、申請があったものについては申請を受け付けてプレ事業という冠をつけていただく。資料の最後の1枚、ピティナの申請がすでにあったということで、こうしたかたちで申請を受け付けて、PRをしていただくということにしたい。何かご意見はありますか。(委員長)
- 教えてください。プレ事業と書いている部分と伊豫國パフォーマンス・ステージと書いている部分、そしてピティナコンサート、これは三つとも実施するののか。(委員5)
- 非常に分かりづらい資料で申し訳ない。まず、委員2から説明があった伊豫國パフォーマンス・ステージにおける周知活動というのは、既に予定されているステージである。文化祭の一つのステージで、その中で有志が集まって周知活動をしようというご提案があった。ミカンまるの歌をアレンジしたものを歌うので、そこで実施することで進めている。その活動に対して冠として「いよし新図書館・文化ホール・交流施設事業」を付ける。資料の最後に付けているピティナコンサートについては、部会で様々な文化事業を打ち出していった中で話が出てきた。そこで話し合われた文化事業の中には、中山・双海の芸能発表会や文化祭自体も含まれている。その中で部会員の方からぜひ冠をとということでお話いただいた。事業自体はピティナが独自に行う。申請書自体は文化協会の後援名義使用申請書だが、こういう趣旨でやるということで情報をいただき、部会としてぜひ冠を付けたらどうかというご提案があった。既に実施している事業の中に冠を付けるというイメージである。(事務局)
- 補足すると、趣旨に合う事業のうち今後一緒に盛り上げてもらえそうなものに関しては、申請があればこの冠を付けて、チラシ等で宣伝をしてもらおうということである。(委員長)
- 趣旨は、大体分かりました。その中で恐らく費用が発生することもあると思うが、市の協力体制として、どこまで市が関わってやるのか、財政的なことの説明が一切ない。ただ冠だけで、それを関与してやるのか、費用をどうするのか、そういう説明がない。(委員5)
- 今のところこの冠を付けるイコール財政支援があるということではない。ただ、伊豫國パフォーマンス・ステージについては、文化祭の予算内で何らか必要資材は手配する予定でいる。例えばピティナに財政支援をするということは考えていない。そこはあくまで冠事業として捉えていただきたい。ただ、行政として来年度以降また主催事業についての広報はまた別の話になる。そこについては今後検討の余地があると考えている。(事務局)
- 28年度は予算がないということは分かっているので、現在やっている事業を、団体の協力で1年半は行っていく。29年度のプレ事業については少し、費用面でもお願いしたいと考えている。(委員1)
- まず費用なしで行う方法として、冠をつけることで、各団体で協力いただける方や、逆に宣伝で利用したいという団体に冠を付けてチラシを作ってもらい、当日のコンサートのパンフレットに入れてもらう。今年は財政の予算がそもそもないため、このように行っていくということである。(委員長)
- 8月に行った「ありがとう公民館」事業も、このような冠はなかった。要は区長会や、社会福祉協議会それぞれの団体で行ったときはあまり協力がなかったと感じている。冠がつく場

合には、市は積極的な協力をいただけるのか。これをやるときは協力する、となると、公平性が欠けるのではないか。(委員5)

- まずは「ありがとう公民館」事業の話が部会の中で出ていたが、まだ冠をどうするという話は出ていなかった。第3回のこちら8月30日の時に申請を出してもらおうという話になった。時間軸のずれがあるというのが一点。また、冠については、行政の協力というよりも冠を使っただけで実施いただくというやり方になる。例えば職員が出て行って実行することではないというのが2点目である。(事務局)
- つまり逆にピティナの方に協力してもらっていることになる。宣伝の協力をしてもらっている。来年度は変わるかもしれないが、現状そのような状態である。(委員長)
- 仰るとおりである。(事務局)
- 承知した。(委員5)

(2) 前回の振り返りについて

- ・ 前回の振り返りについて、委託業者から説明をお願いしたい。(委員長)
- ・ 委託業者よりご説明。
- ・ ありがとうございます。基本的にはこれは結論を出しているわけではなく、各検討委員からの要望を整理したものと、ご意見の大きなものに関しては提示したという資料である。こう決まったということではない。今回は、1年前から押さえられる諸室をどこにするかということについての提案である。分かりやすくすると、2階部分に関しては地域交流機能として3カ月前からの予約とする。3カ月前の段階で空いていれば既に1階を借りている人も借りることができる。1階に関して言うと、1年前から予約を可能にするという案になっている。これもあくまでたたき台なので、ご意見をいただきたい。(委員長)
- 前回は出ていなかったが、議事録を読ませていただいた。第3回と第4回の議論について意見を述べたい。一つは休館日について、砥部町も松前町も基本的には年末年始である。確かに館のメンテナンスのために、実体的には月1なりその都度休みがあることは理解している。基本的にはできるだけ市民に利用してもらおうというスタンスで文化施設を運営しているところが、近隣市にあるということ。そして図書館について、休館日については火曜日という案が出ているが、それに合わせて全館を休館日にするという案と、区別したらどうかということで、両方今、意見が出ていると認識している。まだ決定されてはいない。これは要するに当面直営でやらざるを得ないということもあり、あるいは経費の問題等々のこともあつての方向性である。最近の事例では、市民ファーストで考えるとできるだけ、例えばホールや諸室を使える状況を広げていく必要があると考えている。つまり、体制の問題ではないか。職員だけでやろうと思えば絶対に無理であり、もしサポートできるような組織や団体があれば、諸室が使えるようになる可能性も十分ある。そういうことを頭に置いて考えたかどうかと考えている。すなわち休館日については今のところ両論あるが、私は、図書館は当然火曜日でいいと思うが、全館がそれに全部合わせる必要はないと感じる。そのためには、どう

いうことを解決すればできるかということを考えてほうが良い。それが一点。それから二つ目は、図書館の開館時間の問題である。図書館の開館時間は3回目、4回目のところも、本体の図書館の稼働率を上げよう、あるいは通勤から帰ってきた人たちが使うというような意見も出ていた。時間延長については意見がかなり強かったと思う。ワークショップの中でも、そのような意見がかなり強かった。全国的にもそのような傾向があり、極端に22時までやることを求めているわけではないが、松山市のコミュニティセンターは20時まで、これは9時半から始まっている。松前町も10時から19時までだが、土曜日、日曜日はその代わり5時で閉めるということになっている。砥部町も9時から19時である。それから、今治市も9時半から19時、西条市も9時から20時。これは9時から20時にした効果なのか、西条市の図書館は150万人が来館したと聞いている。また、ここは休館日が毎月月末と年末年始で、あとは月に2回ぐらい休館がある。東予市も19時までやっている。丹原図書館は10万人動かししましたというデータが出ている。つまり、恐らく後ろに伸ばしたほうが良い。西条の図書館は時間別の来館者データが出ていた。もし可能であれば、朝仮に9時半から始めて19時までやる、というようなことは、現実の可能性としてあるのではないか。ぜひ近隣の市が19時まで開いているのに、新しい伊予市の図書館は18時までと言われられないように、これも体制上の問題、サポート体制をどうするかということを考えて、何をクリアすればできるかというスタンスで検討していきたい。その2点である。(委員1)

→ ありがとうございます。これは新しいご提案ではなくて、これまでのまとめに対する追加のご意見だった。委員1のご意見は、考え方としては全国的な視点も含めて、ニーズがあればまず開けるという方向で前提を考える。そう考えた場合に予算の問題や人の手当、配置の問題があることに関しては、市民の力である程度クリアできる部分があるのではないかというご意見だった。その市民の力に関してはまだ未確定なところがあるため、そこを今から詰めていける余地を残してほしいというご意見であった。(委員長)

→ 前回こういう意見の中で、本当は22時まで開けてもらいたいと話したが、維持管理の問題も含めて考えなければいけない。条例で1度決めたら絶対にずっと未来永劫そのとおりのことでもない。実際の運営から市民の要望に応じて、議会で検討していただきたい。本当であれば8時半から22時まで使えた方が良いが、要望が強い開館日、あるいはずっと毎日使われるようであれば休館日であっても開館していいとするなど、基本的な考えだけを押さえて要望が強ければ条例を変える。そして一つただし書きとして、選挙の投票事務が入った場合には使用を取り消していただく。選挙の投票があった場合はここが投票所になると考えられる。そしてもう一つは、地震や災害があった場合、ここは避難所になる。避難所になった場合は使えないということも明記していただきたい。ただし書きを入れる方が親切だと感じる。どこの施設も選挙のあった時にいつも申し込みがあった人に断りを出す。選挙事務と、災害があったら避難所として使用する場合は、申し込みがあっても取り消しますということだけをただし書きに入れておいたら良い。もめる元になる。チケットも売っていれば、絶対使わせないというのも難しい。条例にただし書きを書けば、許可はそのとおりで説明ができ

る。選挙事務と災害用の避難場所になったときには使えない、取り消しをしますということを入れてほしい。(委員5)

- ありがとうございます。委員5からいただいた後半の部分に関しては、恐らく条例になる時にただし書きで入る。挙げた二つの項目が最大のことだと考えられるが、それ以外にも何があるか分からないので、大抵の場合、条例の中で「等」と表記し、緊急時には取り消すことがあるとする。(委員長)
- 抽象的な書き方ではなく、はっきりと書いていただきたい。(委員5)
- その2点以外のことで緊急事態があるといけないので、等を入れることになると考えられる。また前半の部分に関しては、基本計画の時から出ている話である。直営で当面運営する理由の一つが、まずどれぐらい何人コストがかかるかを分からないということ、委員1がおっしゃったようなことだが、市民の方の協力体制はどうなるかもわからない。まだあと2年半あるとはいえ分からないため、直営で運営する中でどれぐらいの人が来るか、どれぐらいのコストがかかるかに関して、恐らく他の街よりもより不確定な部分が多い施設になることが考えられる。というのも、図書館に関して夜間開館をしたところ、以前人はあまり来なかったという事例もある。新しい施設になれば変わると思うが、やってみないと分からないことがたくさんある。3年がいいのかどうかはさておき、ある程度余裕を持った条例を作っておき、その都度、2年なり3年なりという単位で見直しをしていく。そういうスタンスで臨むということは、ご了解いただいていると思う。これで10年、20年変わりませんということではなく、見直しをしながら現実に合わせていくという方向でお考えをいただくということで、改めてご了解いただきたい。(委員長)
- 先ほど挙げたように、図書館の開館時間などは課題をクリアして運営する方法を考えたい。図書館については、近隣が19時まで開館する中、伊予市はなぜ18時なのか、20時まで、22時までというのは、当然市民から声が上がってくる。実際にそれでいろんな人たちに利用できる施設が増えてきている。県からの要求からもそういう動向を確認できるのであれば、時間を1時間ぐらいいは延ばすべきだと思う。特に通勤利用者が多く、ベッドタウンである。意見が出てくることは間違いないと考える。(委員1)
- なおかつ、前回出た意見としては、夜の図書館をチャレンジする話が出ている。それは毎日20時、21時ではなく、週に1日程度夜のイベントも含めて行うことができるチャンスを確認したら良い、というご意見だった。(委員長)
- 図書館に関して、ご意見ありがとうございます。現在図書館では無償ボランティア9名ほど登録していただいた。館内整理などいろいろなことでお手伝いをいただいている。責任のある仕事はなかなか難しいが、そのような有志の方々のサポートを得てまた勤務態勢等々を検討していこうと考えている。お声がけやご紹介についても、よろしく願います(事務局)
- 方向としては前回もできることなら19時まで、週末は20時までという意見があった。委員1に改めてそのような確認をしていただいた。次のこの予約可能範囲絵の部分、今回も完全に決めるわけではなく、最終的に行政が判断する。微調整は今後もあるだろうと考えてい

る。ぜひお聞きしたいのは、例えば伊予市内で合唱祭を実施する場合等に1階この部分で大丈夫か、公民館利用者には2階、この部分で大丈夫か、ということ。これはもうお互いが取り合いになってもつまらないことであり、諸室は3カ月前の段階で話し合いをするのが通例ではある。目安として当初このように進めてもよろしいか。(委員長)

- 申し込み時期・申し込み方法、それから利用者、利用者の登録、この三つが関連している。どこか一つを取り上げるというよりも、この三つを全部見ながら作っていかないといけない。まず一つは、図書館と同じように市民で何か補えることがあれば、できることがたくさんあるとを感じる。ホールでも地域交流でも見える。たくさんの人に利用はしてほしいと思うのだが、伊予市にこういう施設がないため、例えば一つの団体の中で構成員によって、伊予市市民の構成員が多いところを第一優先とするなどの配慮が必要ではないか。次は伊予市の人がいても、他地域との人も入っている活動とする。伊予市民が全て占めるのではなく、近隣の人も加わっていると考えられるので、その構成員によって申し込み順を変える。それには根拠があって、こういうところであれば早目に受け付ける、という基準がきちんと整理されたうえで考えていかななくてはならない。(委員2)
- 市民の利用を優先する。ただ、市民の利用の基準は何か、市民が一人入っていれば良いのかなど、検討する必要があるというご意見である。(委員長)
- 同じ活動が名前を変えてとっている、という問題も考えられる。(委員2)
- それは登録団体の問題であり、将来問題になると考えている。この施設はこの施設の目的があり、そういう団体を市民が育てていくという側面が大きい。基本的に利用者は利用申し込みの時に必要事項を書くことになるが、登録団体の要件をきちんと提出していただく、それは難しいことではない。今も文化施設・文化協会関係は全て1年毎に団体登録をしている。パソコンに入れて全てつなぐことができるかどうかは別にして、団体登録をしていく必要はあると感じている。(委員1)
- 条例でそこまで決めてしまうか、運用で今後開館まで詰めていくところで決めるといいのではないか。条例でそこまで決めると少し違う例が出てきたときに動きが取れなくなる、委員5から先ほど出たように少し柔軟にしておいて、また今後も検討できるようにしておく。その上で運用の部分で詰めていく方が良く感じる。様々な想定外のことに対応できるよう、シンプルにしておくことをおすすめしたい。(委員長)
- 文化ホール事業については申し込みは1年前、自治会等は、そんなに前から予約することは絶対がない。3カ月前、1カ月前ぐらいでも良い。本当は1カ月前か2週間前ぐらいが良い。基本的なスタンスは1階は文化ホール施設、2階は地域交流施設というような分け方で間違いない、この案で私はいいと思う。(委員5)
- ありがとうございます。他委員からも意見をいただきたい。ある程度の規模のイベントをやりたいと考えた場合に1階部分で実施できるのかどうか。それから委員5からいただいているが、公民館をご利用いただいている代表の方としておおむねこの案を基本にして考えたらどうかというご意見があった。文化ホールを利用するために、これで最低限いけるかどうか、

ご意見を伺いたい。(委員長)

- 全館でなくとも、例えば着物を着る場合であれば和室も欲しい、など出てくることはある。それでも全館をおさえると困る方がいるのであれば、3カ月前に空いていたら使える程度で良いのではないか。多目的スペースを使われる方で、下のリハーサル室を使われる方もいるかもしれない。どれぐらい大きな規模のことをするか分からないが、全館使った文化祭などする場合には、市や大きな団体の共催になると思うので、その場合は優先できるのではないか。柔軟かい条例にしておいて、主催者側の意義をきちんと認めてもらえたら→と思う。(委員2)
- ありがとうございます。最初に申し上げましたが、これは譲り合いするしかない。公民館も、全国の公民館で会議をすることがあれば全館押さえなくてはいけないこともある。これはお互いさまになるが、おおむねこれを基本にする形かどうか。(委員長)
- 団体によれば他ホールで全館を借りているところもある。基本はこれでやるということの良いのではないか。この条例だが、この1階の文化ホールエリアで、収容人数を、例えばプレイルーム、楽屋1は何人まで入れる、楽屋2は何人まで収容できる、という目安を教えてください。例えば4人の団体でも10人の団体でも一部屋という借り方をしてしまうが、人数でいくと例えば中で部屋を割ったら収容できることもある。そういう工夫をしていくことで対応できるのではないか。(委員9)
- ありがとうございます。実際に定員、おおむねの目安の人数は出すことになるか。(委員長)
- 市民ワークショップをしたときの情報でも、多目的室やアトリエの収容人数が出ている。これから入れていく。(事務局)
- 別に下が文化ホールで、2階が地域交流機能の色分けはない。ここで言うのは申し込みの時期の色分けだけである。市民に分かりやすく、1階は1年前からできますよ、2階は3カ月前やないとできませんよという分かりやすい線引きをするための色分けであって、2階は文化事業に使えないということではない。そこは誤解のないようにしていただきたい。(委員5)
- 申し込み方法の、例えばその3カ月前には早いもの勝ちなのか、抽選なのか、運用のところで考えなくてはいけない。基本的には調整の会議はどこでも行っているので、それぞれ譲りながらこちらもできそうだというような話し合いは可能だと思う。早い者順にするのか、抽選なのかということは、条例には直接いかないが決めないといけない。(委員1)
- 委員1からいただいた事項は、本日の次の協議になる。おおむね1階と2階、このような目安で進めさせていただくことで了承いただきたい。(委員長)

(3) 申し込み方法について

- ・ 資料の説明(委託業者)
- ・ 提案のBは、申込者の来館が優先ということか。(委員長)

- 仰るとおり、申込者の来館が優先という考え方である。(委託業者)
- 申し込み方法については既に議論があるが、基本的には抽選といいながら、当事者同士で話し合うということ。練習利用に関しては、先着順にする。初日以降は館側の都合もあるので、先着順によって仮予約を受けたうえで時間調整をして、可能かどうかの返事をするということが良いか。(委員長)
- 相違ない。(委託業者)
- 市外利用は先着順。市外利用はそもそも時間差があるので、市内利用者が落ち着いてから受け付けなので先着順という方法でどうだろうかということ。それから次に~~は~~方法については、電話は初日以外も、どのみち電話で仮予約申し込みをしたあとに来ていただかないといけない。ご提案は初日のことだけである。電話での仮予約もありということになる。特定の週末で申し込みがバッティングすることがあるので、このような提案になっている。ご意見をいただきたい。(委員長)
- まず市外の方について、今の体育館も市内料金、市外料金がある。ただし実態としては、申込者は代表が市内の人、利用者は市外の人、ということもある。その場合も料金は市内料金になっている。使用する団体の過半数が市外の人など、申込書だけが市内の人なのはおかしい。これはもう市外料金、市内料金、関係ない。よって利用する人員の半数以上が市内の人であれば市内料金。市外の人が半数の場合は市外とする。申込者、代表者関係なしに、そういう運用にするべきである。基準を設けてどこまでが市外、市内ということを決めなくてはいけない。申し込みの順番にも関わる。そしてA案は問題ないと感じる。B案は、空いているかどうか計画を作って、確認して電話して、それで結局計画を作るため、思いついたときに電話で仮予約したい。午後からでないで電話で仮予約できないのは不便ではないか。(委員5)
- この電話での予約については2日目からは関係ないのではないか。(委員長)
- 2日目からは関係ない、初日のみである。(委託業者)
- 初日というのはどこになるのか。(委員5)
- 1年前、ないし地域交流施設であれば3カ月前になる。(委員長)
- 承知した。(委員5)
- その受付初日というのは、例えば10月使用したいものは4月1日になるのか。10月15日に利用したいものは、4月15日に行くのか。(委員2)
- 1日である。10月15日利用であれば4月1日である。(委託業者)
- その月内で次の週でも良い、翌週にしよう、という調整もできるように1日にしている。(委員長)
- 土日は関係あるのか。(委員2)
- 休館日があった場合には翌日になるのか。(委員長)
- そのように考えている。(委託業者)
- 本番利用と練習利用を分けているが、困る方がいるのではないか。(委員2)

- 練習の場合にはある程度空いている時間帯でもできる、という内容が考えられるため、このような記載になっている。(委員長)
- 例えば絵手紙・写真など、月曜日の10時から12時から、など決まっているが、それは練習ではないのか。(委員2)
- 本番扱いになる。(委員長)
- ではホール利用者の練習日が練習利用となり、公民館活動・文化協会の活動は本番利用になるということか。(委員2)
- そういうことになる。本番の利用を優先した形である。(委員長)
- 練習に関しては、空いてなかったのは残念だが、この日はやめて別の日にしようというご判断をいただくようになる。運用では難しいケースも出てくると考えられる。本番利用が例えば記念日や土日でなくてはいけない場合があるので、そちらを優先しましょうというご提案である。(委員長)
- ホールが1年前から受け付けで、3カ月前までに確定ということになるのか。(委員10)
- それは前回いただいたご意見であり、提案内容ではない。(委員長)
- 6月の中旬に使いたい場合、1年前であればその前年の6月からか。(委員10)
- 前年6月1日からになる。(委員長)
- 6月1日にその受け付けてもらい、3カ月前の3月、4月の1日に申し込めば良いという案なのか。(委員10)
- 3月・4月の段階ではもう押さえてあるので、そこからは基本的には申し込みできる。1年前におさえている団体が優先であり、3カ月前の確定は前回でた意見のひとつを記載しているだけである。(委員長)
- 1年前に予約をする施設と3カ月前に予約をする施設で、3カ月前に予約をする施設を押さえる場合ということか。(事務局)
- 前回の議論では、3カ月前に再度調整するという意見もあり、かたまっていなかった。その記載が残っている。シンプルな案は、3カ月前にもう1回来ていただいて、空いているかどうかチェックをしていただいた上で、空いているところをまた改めて押さえていただく。現状伺っていると、シンプルな案が良いという話になっている。(委員長)
- 貸館は最初の頃議論になったように、ある程度自主事業との関係が出てくる。実行委員会など色々な団体が今年度の自主事業をやっということになれば、優先順位の問題でもある。フラットに全部同じだということではなく、うまく貸館を使って自主事業的に運営しているという形、貸館を新しい文化施設の事業にしていくというやり方もある。事業の優先性を、先着順、抽選、調整に加えて考えておかなければいけないと感じる。(委員1)
- ありがとうございます。例えば市役所の大きな事業、主催事業など、公益性が極めて

高い事業との兼ね合いは、貸館率が上がってくれば上がってくるほど問題が出てくる。あるホールでは、自主事業率を確保するために内規で貸館率を決めているところもある。それに対して、市民ファーストでないという猛烈な反発もある。これは条例で決めることではないが、細かい規定に関してはまた考えていく必要がある。今回はあくまで条例上の検討になる。(委員長)

- 電話で予約するとした場合、初日が終わったあとでなければ申し込みできないのか。申し込みが既にある場合、これは先に抽選してしまうのか。この抽選時期の問題で、電話予約も含めてというのはなく、来館者については抽選を先にするということか。例えば、西条の総合文化会館の場合には、開始日の午前9時の時点で、もう来館者の抽選で決めると書いてある。そういうふうになれば、もう来館者が集まったときに一遍に、その場の抽選で決まってしまう。ところが今度、電話の場合をどのように扱うか決めておかないといけない。(委員6)
- 来館者優先であることは変わらないので、基本、今おっしゃられたように、当日朝9時や10時に来られた方で抽選する。その後、当日午後から空いているかどうかを電話で問い合わせできる。今日午前の抽選の結果、申し込みがあったかどうかを気にする方のために、その日の午後に受け付けるのかどうなのか。(委員長)
- それはほかの会館の抽選漏れ、抽選漏れの人がその日のうちに次の動きを知りたい。自分たちはどうしたらいいかということを決めていかななくてはならない。午後からのこの電話での仮予約申し込みができるのであれば、その日に聞いてみようという動きをすることができる。個人的にはA案がすっきりしていると感じる。それぞれの団体でいくつか考えているので、ダメならば次はこれ、という方策はある。(委員2)
- 市内と市外についてはどう考えるか。貸館率は、他の施設よりここで借りたら手厚い、いい機構があるなどの評判によって上がる傾向がある。ご意見もあまり出ないところで、判断はお任せいただいて、他の市の施設とあまり変わらないように検討することで良いか。(委員長)
- 他市の成功例に倣うのが良いのではないか。(委員10)
- 成功している例は千差万別で、伊予市方式をきちんと作らないといけない。(委員長)
- シンプルに考えれば、来館を基本にするのが良いのではないか。稼働率、利用していただく方を増やすためには、枠が広い方が良いと感じる。(委員10)
- 二日目からは電話予約ができる。稼働率が高くなれば高くなるほど一日が大変なことになるので、それを想定するとA案が良いという話が出ている。(委員長)
- A案で良いのではないか、職員は電話がかかってきて、対応するのが大変になる。(委員5)
- 嬉しい悲鳴である。(委員1)
- いつでも空いているという評判より良い。(委員10)
- 最終的な調整はお任せいただきたい。ご意見ありがとうございます。(委員長)

(4) 使用料の減免基準について

- ・ 資料の説明（委託業者）
- ・ 市からご説明をいただきたい。（委員長）
- ・ 事務局資料説明（事務局）
 - 確認だが、委託業者資料の最終ページ、上段は全体にかかるのか。こういうときに必要なものと市長が認めたときには、使用料を免除、もしくは減額するは全体にかかって、その下に提案のAとBが来る。Bは事業補助をするという内容である。（委員長）
 - 相違ない。（委託業者）
 - これは市の方針には反しないのか。（委員長）
 - 様々な団体の方からのご意見をいただいた中で、ある程度は免除も必要ではないのかということもある。当条例で決める内容としては、一番上のような表記にならざるを得ない。提案A・Bが、規則で定める、条例で決めた、市長が認めた公益上特に必要があるっていう部分はこういう内容ですよということを示す部分になる。規則でAであったりBであったりのような表現をしていく。免除もできる方向で検討する。（事務局）
 - 提案のBに関しては、使用料に関する補助金になるか。（委員長）
 - そうなる。（事務局）
 - それを確認したかった。上が下にかかるかすると、使用料に関わる補助金、貸館利用相当の金額を補助するという。全額であればそうなる。半額であれば貸館技術料の半額など、そういう形になる。（委員長）
 - リハーサル室も時間単位で貸出としていただきたい。（委員2）
 - 減免について、この今回の新しい複合施設は公共施設である。これは公の施設で、ご存じのとおり公共の福祉の向上を図るために設置する。設置については条例を設けると地方自治法で書かれていて、それに基づいていろいろな施設が作られている。今回、複合施設の中には図書館、あるいは社会教育法・図書館法など上位法がある。今回の、われわれがずっと建設の計画にあたって理念として掲げているように、生涯学習活動や文化芸術活動という、「学び、はぐくみにつながる広場」を目標にした施設である。そういう意味では市民が利用しやすい使用料、当然受益者負担の考え方もこの時代であれば必要だが、この目的に沿った施設として料金の減免制度を考えなくてはいけないのではないか。原則は使用料は取るべきだという考え方である。なぜ減免するのか、その目的に沿って、その目的を実行するためにこういうことで例外的に減免をしましょうという、その仕組み・考え方があるべきではないか。松前町の文化施設関係の条例が手元にあるが、規則には総合文化施設も入っている。松前町の場合は、文化ホールだけは別枠で、公益ホールの使用については例えば全額免除してるものも5割はもらいましょうという考え方を取り入れている。その中で町がやる、あるいは教育委員

会のものについては免除にしている。あるいは教育目的のものも免除している。あるいは 50%にするものについては、社会教育関係団体である。こういう条例になっている。また砥部町は規則の中に町および教育委員会が利用するのは 100 分の 100 ということになっているが、事実上免除である。共催も 100 分の 100 となっている。新居浜も新しいものができた。特にこれは教育委員会が主催するようなものについては全額免除ということにもなっている。これは政策的な判断であるということには間違いはないが、やはりこの施設の目的に沿って、減免例を定めないといけない。教育委員会が主催・共催というのも含めてこれは免除の対象にしてはどうかというのが、A 案になっているのか。(委員 1)

- 相違ない。(委員長)
- 近隣市の状況で考えても、砥部町、松前町はそのようになっている。なぜ市や教育委員会が主催ないし共催するものを例外的に免除にするかということ、自主事業にも関わってくる。自主事業を行っていくうえで市や共催事業がこの施設を有効に使えるという、イニシアチブをとるという意味で免除するという規定をわざわざ入れている。自主事業をきちんと行っていく意味でも主催、共催事業は免除するものとして、規則の中に入れていく。それから設備関係については利用者が実際は使うので、そこまで免除する必要はない。(委員 1)
- 設備関係に関しては、規則で決めなくてはいけない。パソコンを持ち込んでコンセントをさせば 100 円取る施設もある。マイク代 1 本 50 円など、積算をしていく。(委員長)
- 基本的に公民館、図書館、文化ホールを建てるという計画だった。公民館の看板を外すということで去年 5 月に、市長に陳情に行った。地区 15 人の区長の署名を出して、10 月に会った。その際に市長は、要は、地域交流機能施設にして公民館として使えるとはっきり言っていた。さざなみ館では、市内の自治会等が公益上の目的で使用する場合は、免除しますと書いてある。郡中地区は 15 地区あるが、公民館は 4 地区だけである。中山、双海が自治会等をここで開くことはない。郡中地区でも、開くのは 4 団体だけである。選挙投票もその 4 地区の人は、ここに来る、昨日も自主防災の会、訓練があった。運動会、敬老会もある。そのために会合をする。これは市から依頼を受けた業務である。これに使用料がかかるということであれば納得はいかない。自治会等はホールは使わない、いわゆる地域交流だけである。全部使わせて、ということがあるかどうかはわからない。要はそこで公民館とする、使えると断言したのであれば、自治会が市から受けた業務をやる際には使用料をとるのではおかしい、不満が出てくる。4 地区は年に 10 回か 20 回会合するだけで、使用料を取るという話はやめたい。市内の自治会等が公益上の目的で使用する場合は免除しますとはっきり記載いただきたい。会場がそれぞれの地域で、区長がそれぞれの会場を押さえなくてはならない。その記載についてははっきり強く申し上げる。免除いただけないの

であれば、これは自主防災でもやめてしまえという話になるのではないか。それは許されない。(委員5)

- 減免基準について、一番上の全体に関わる部分は、委員5からいただいた趣旨を反映している。(委員長)
- それを市長がとると言っているのではないか。(委員5)
- 原則、市が主催する場合には、公益性が高いものに関しては減免になると考えられる。(委員長)
- 市ではなく地元の自治会が行う。(委員5)
- 市長が認めたときには使用料を免除もしくは減額である、市からの委託に関しては、免除ないし減額、より公益性が高ければ免除されるというニュアンスで良いのではないか。委員5の意見は、市から委託を受けていて自治会が行うもの、防災や人の命に関わるようなことに関しては、利用する場合に自治会として免除をしてほしいということである。(委員長)
- 運動会、敬老会、いろいろ事業がる。広報、広聴活動も市から依頼されている業務である。(委員5)
- B案は、自治会から支払いをして、その代わりに同じ金額を交付するということか。(委員7)
- B案であればそういうことになる。(委員長)
- 実質上は支払う。事務手続きが必要であるということである。(委員7)
- そのような複雑な手続きは困難である。(委員5)
- 例えば他施設では、免除の対象として挙がっているものを市民も交えたところで納得してもらおう会議を行う。当然それは無料だという話になって無料になる、その仕掛けをどう作るか。結果的に委員5が仰るような場合は無料になる。(委員長)
- このB案の場合、市民に対しても、こちらに対しても事務が煩雑になる。その代わりどういった活動をしているか把握させていただき、公益性のあるものであれば、フィードバックできることもある。知っていただくという意味では、こういった素晴らしい活動をされているところもあるということをこちらから発信することもできる。(事務局)
- 私も区長を担って集会所を持っている。その場合に、地区別懇談会などが事実上無料ではあっても事務的な書類は出してもらうという方法はどうかと思う。同じく無料であれば、いくつかの行事に限っては減免すると決めた方が良いのではないか。(委員7)
- ありがとうございます。煩雑さを避けるというご意見である。(委員長)
- 区長は忙しいので煩雑な仕事は避けたい。結果無料になるものに対して書類だけ書くというのは無駄だと感じる。(委員7)
- 要するに規則の部分で、例えばB案を採ったとして、こちらの市のほうのいろいろ在り方に問題が出るのではないか。他市の見直しを見ても、なぜ100%免除するのかとい

う基準が分かるように、例えば市の主催・共催である。あるいは団体の活動が実は行政の要請によって実施する活動、例えば自治会・保護司会・地区協議会・赤十字奉仕団のような団体がある。それは市の要請に基づいて、市の行政に関する団体というのは当然、活動するのに料金を取るわけにはいかない。それは当然免除である。あるいは教育目的のもの、教育委員会やPTAという例示をして、この団体は免除しましょうと明示する。それから50%にするのは、市が関与・援助している団体。そういうものを具体的に細かく挙げなくては誤解を生むのではないか。(委員1)

- 本件は次回も続けて議論をしたい。(委員長)
- 公益上特に必要であると市長が定めた、という表記ではなく実務的にこういう場合、という明示をしていただきたい。もめる原因になる。(委員5)
- 条例ではそのような記載になる。規則で詳細を定める。(事務局)
- ありがとうございます。発言をしていない委員からそれぞれいただきたい。(委員長)
- 委員5の意見は確かにそうだと感じる、紛らわしい・分かりにくい表記は避けたい。自主防災など地域の集まりがこれをきっかけになくなってしまいうことだけは避けなくてはいけない。そこはしっかりと分かりやすいかたちで説明できるようにしておく必要がある。議論がひとつ前に戻るが申し込み方法について、あらかじめ教育長の許可をとるところ、教育長の許可はなくなるという前提で案が出ているのか。(委員3)
- そうということになる。(委員長)
- 一日の朝、並ぶことになるが、中身分からない段階で抽選するのか。どういうものを行うか分からないのであればリスクがあると感じる。教育長の許可を省くとして、その規定はきちんと作らなくてはいけないのではないか。(委員3)
- 問題のある団体であっても、落ちた団体と館の職員と話し合いをすることになっている。本申し込みまでの段階でももちろんリスク管理は必要になる、今後の課題でもある。(委員長)
- 申請書を出していただいたうえで、許可を出すことになる。(事務局)
- 図書館関係の開館時間だが、ある程度3年なり5年まで様子を見て、利用する人の時間帯の様子を大体時間的に把握して、それをもう一度、何年かごとに検討して見直しをする。それを規則として付け加えていけば良いのではないか。初めから全部決めてしまわずと通すと、マイナスの面も出てくると感じる。(委員4)
- 委員5のおっしゃるようにいままで使えていたものが使えなくなるのは問題である。一方で、他団体で使用料を支払っている方に対して理解を得ることも必要だと感じる。(委員8)
- ありがとうございます。先ほど一度申し込みをしていただいて補助金を出すというのは、委員8の意見にあるように、他団体に対して公平性を保つ、このような理由だという書類を1枚出すことでお分かりいただくという目的もある。中には共催になる・ならないでもめる事例もある。(委員長)

- もめた事例はどのように解決するのか。(委員8)
- 委員会決定とする。提案のBもそうだが、Aでも同じく会議にかければ良い。必ずしもA案だからそうなるとも限らない。この内容は今回1回では終わらなかったため、次回も続けて議論をいただきたい。(委員長)

(4) その他

- ・ 次回の検討委員会は10月24日を予定している。場所はさざなみ館になる。(事務局)
- ・ 部会については10月12日に合同分科会を実施する。場所はさざなみ館を予定している。(事務局)
- ・ 総合部会については広報計画を、文化ホール・地域交流部会は文化祭やプレ事業について、図書館・カフェについては図書サービスや周知活動について議論をいただきたい。(事務局)

3. 閉会

- ・ 閉会の言葉 (事務局)

以 上